

ウェルカニとっとり得々割（全国旅行支援）

旅行事業者向け取扱要領

販売補助金編（2023年7月20日時点）

1. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）について

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助および旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

2) 定義等

- (1) 全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「地域クーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- (2) 本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的とする旅行となります。
- (3) 本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
 - ・ 「ウェルカニとっとり得々割（全国旅行支援）旅行事業者向け取扱要領（規程類においては「本取扱要領」という。）」：本事業の根幹となる定め
 - ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル<旅行事業者用>（規程類では「取扱マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
 - ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：取扱マニュアル<旅行事業者用>を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
 - ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
 - ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 事業者マイページシステム操作マニュアル<基本操作編>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。

- ・ 事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したものの。

3) 事業期間

(1) 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品、日帰り旅行商品

2023年1月10日（火）から2023年4月28日（金）まで

（宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、4月29日（土）チェックアウト分を含む）

2023年5月8日（月）から2023年6月30日（金）まで

（宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、7月1日（土）チェックアウト分を含む）

- ※ 全国旅行支援対象商品販売開始日 2022年12月23日（金）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。なお、延長期間分（4月1日～6月30日）の販売開始日は2023年3月18日（土）とします。

2023年7月1日以降の貸切バスを利用した団体旅行商品

・ 日帰り旅行：2023年9月30日（土）催行分まで

・ 宿泊旅行：2023年9月30日（土）宿泊分（2023年10月1日（日）チェックアウト分）まで

- ※全国旅行支援対象商品開始日 2023年6月27日（火）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。

- ※ 修学旅行・受注型企画旅行については、予算の執行状況に応じて対象期間を別途定めることがあります。

- ※ 準備の状況や都道府県・旅行事業者の予算執行状況や感染症拡大の状況等で開始時期および終了時期が異なることがあります。

- ※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、補助金の交付を一時的に停止することがあります。

- ※ 旅行事業者の準備が整った段階で販売を開始することができます。

4) 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とします。これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、対象となります。

(1) 鳥取県事務局で販売登録した販売者

旅行会社・OTA等（本取扱要領における「旅行事業者」。）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。

- ※ 旅行サービス手配業は除く。

5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

旅行事業者の申し出を受けて、当該旅行事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

(1) 大綱

- ① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

(2) 細目

- 1 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。（※2023年5月8日以降は不要）
- 2 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- 3 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、地域クーポンの適切な付与が行われるよう宿泊事業者等に通知を行うこと。
- 4 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 5 販売補助金と地域クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 6 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 7 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- 8 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- 9 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分の対象外です。
- 10 都道府県の定める全国旅行支援対象商品販売開始日以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日以降であって、旅行の実施日が都道府県の定める対象期間内であれば、補助の対象となります。
- 11 補助金の申請にあたっては、旅行会社の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

12 反社会的勢力の排除

- (ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
- i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - iii. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - v. 暴力団または暴力団員に対して貸金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (イ) (ア) の ii. から vii. までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

6) 販売補助金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※ 上記「5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

- ① 宿泊を伴う旅行商品 ※2023年7月1日(土)以降は貸切バスを利用した団体旅行のみ
- ・ 企画旅行(募集型、受注型)
 - ・ 手配旅行

※ 販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

- ② 日帰り旅行商品 ※2023年7月1日(土)以降は貸切バスを利用した団体旅行のみ
旅行商品(企画旅行または手配旅行)のうち、次のいずれも満たすものとなります。

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜(1日目)に出発して翌日(2日目)に旅行先に到着し、その後、同日(2日目)中に夜行バスで旅行先を出発し翌日(3日目)に出発地へ戻るような場合は、同日(2日目)中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

ただし、上記(ア)(イ)の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

- ③ 宿泊を伴う旅行商品(交通付) ※2023年7月1日(土)以降は貸切バスの利用が必須の団体旅行のみ
宿泊を伴う旅行商品(交通付)とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部(本取扱要領内において「交通」という。)を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。※販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。

※ 有料列車とは、新幹線や JR 特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。

ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1 乗船で片道 50km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行ってれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

ただし、次の航路は距離に関わらず、旅行の行程に含まれていればすべてが対象となります。

- ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）および沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）における指定離島等を結ぶ航路

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の 2 時間以上の利用を含むものが対象となります。

(オ) 乗合バス

1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

(カ) タクシー、ハイヤー

1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか 1 地点との直線距離が 50km 以上の利用を含むものが対象となります。

(2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- ・ 金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

※ ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ) 記載されたその用途が、具体的に 1 つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して 1 つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(工) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・ 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

※ ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

- ・ 収入印紙や切手

- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと。（※2023年5月8日以降は不要）
- ③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
- ④ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
- ⑤ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
- ⑥ 行程に国外の地域が含まれないこと。
- ⑦ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
- ⑧ 上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

- ① 日帰り旅行商品 ※貸切バスを利用しない団体旅行は対象外
 - ・ 往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
 - ・ 往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
 - ・ 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）※貸切バスを利用しない団体旅行は対象外

- ① 商品全般
 - ・ ヨガライセンス取得講習付き商品
 - ・ ダイビングライセンス取得講習付き商品
 - ・ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
 - ・ 接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
 - ・ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
 - ・ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品
- ② 日帰り旅行商品
 - (ア) 運送サービスしか含まれていないもの
 - ・ 鉄道への乗車＋船舶の乗船
 - ・ 地域周遊きっぷのみ
 - ・ 往復バスの乗車のみ
 - (イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
 - ・ 目的地までの片道のバス乗車と食事
 - (ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ
 - ・ 往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース

- ・ 往復の航空と出発空港でのお弁当
- ・ 往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

7) 補助金

(1) 最低旅行代金等 ※貸切バスを利用しない団体旅行は対象外

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日 3,000円 休日 2,000円

日帰り旅行商品 1人あたり 平日 3,000円 休日 2,000円

※ 最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※ 休日は、宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日。）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。
日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

(2) 販売補助金適用率 ※貸切バスを利用しない団体旅行は対象外

旅行代金等の総額の20%

※ ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

(3) 販売補助金の上限額 ※貸切バスを利用しない団体旅行は対象外

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円

宿泊を伴う旅行商品（交通付）1人1泊あたり 5,000円

(4) 地域クーポン

平日 2,000円 休日 1,000円

※ 地域クーポンの付与については、地域クーポンの取扱いについて記載された定めを確認ください。

(5) 利用泊数の制限

1旅行予約単位で7泊分まで

(6) 利用回数の制限

なし

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

2. 本事業における登録手続きについて

1) 予算枠割当額決定および通知

(1) 予算枠割当額の決定

- ① 予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で予算枠を割り当てる旅行事業者がごさいます。

- ② 具体的な予算枠は、事業者マイページの「販売見込」の登録内容を審査し、団体旅行枠・その他旅行枠についてそれぞれ予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。
- ③ 申請書類を審査した結果、旅行事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

- ① 決定通知後に、旅行事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。
- ② 事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。
- ③ 旅行事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。
- ④ 決定通知後に、旅行事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

※ なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください

2) 月次報告・実績報告の期間・方法

(1) 月次報告

- ① 予算枠割当額の決定を受けた旅行事業者は、当該事業が完了するまでの間、
 - ・各月 1 日から 15 日までの実績について各月末日までに、
 - ・各月 16 日から末日までの実績について翌月 15 日までに、各月 2 回、次の書類をウエルカ二とっとり得々割事務局へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。

※ 月 1 回で申請を行いたい事業者は、月 1 回申請（月末締め、翌月 15 日までに提出）とすることが可能です。

(ア) 補助金請求書（統一様式 2 号）

(イ) 実績内訳シート（統一様式 1 号）

(ウ) (ア) (イ) に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

- ② 鳥取県事務局は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、旅行事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 完了報告

- ① 予算枠割当額の決定を受けた旅行事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに鳥取県事務局に提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

- ② 実績報告は次の書類の提出が必要です。

(ア) 完了報告書（統一様式 8 号）

(イ) その他必要と認めるもの

※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

3) 補助金交付の条件

販売実績報告書（月次）を基に審査後、「補助金交付申請書兼概算払請求書」を提出した事業者が対象となります。

4) 状況報告および調査

鳥取県または事務局は必要に応じて補助対象者から報告を求め、立ち入り等の調査を行うことがあります。また虚偽の申請と疑われる事案については、警察等に相談し対応する場合があります。

5) 補助金の取消し

- (1) 補助対象者が、事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が、補助金事業に関して不正、怠慢、そのた不適切な行為をしたと認められた場合
- (4) 補助金を補助金事業以外の用途で使用した場合、補助金交付後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

6) 補助金の返還

鳥取県による定めに従うものとします。

補助金取消しにおいて既に該当取消にかかる部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返金を求める場合があります。

事務局は補助金返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの期間に応じた加算金の納付を命じる場合があります。

3. 不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

4. お問い合わせ先

ウェルカニとっとり得々割事務局 [TEL:0857-36-9091](tel:0857-36-9091)

(受付時間：9:30-17:00 休業日：土・日・祝日)